

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業補助金の概要

背景・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う旅行の自粛等によって大変厳しい経営状況に置かれている県内宿泊事業者に対し、施設規模に応じた**ガイドライン等に基づく感染症対策や接触リスクの減少に繋がる前向きな投資**に要する費用の補助を通じて、旅行者が安心して旅行を楽しめる環境を整備し、宿泊需要の回復や創出に繋がるよう事業継続を支援するもの。

実施イメージ

宮城県



宿泊施設

※県が申請受付・問い合わせ対応を直接行います。

事業スキーム

【補助事業者】 旅館業法上の営業許可を得た県内宿泊事業者
※民泊事業者や店舗型風俗特殊営業を営む者等は対象外

【申請期間】 令和4年4月1日（金）～令和4年10月31日（月）

【完了期限】 令和5年1月31日（火）

【対象経費】 ガイドライン等に基づく感染症対策や接触リスクの減少に繋がる**施設の改築・改修、設備・消耗品の購入、リース等**（※）等に要する経費
※交付決定後に発注したものを補助対象とする。（追溯適用とはならない）
なお、令和2年5月14日以降に締結したリース契約は、交付決定後に生じる費用のみ補助対象とする。

【補助率等】



【主な事業例】
○施設の改築・改修
食事処の個室化、ワークスペースの新設、大浴場を貸切風呂へ改修

○設備の導入（購入・リース）
サーマルカメラ(検温機器), CO2濃度測定器, パーティション, 自動受付精算機, 非接触のキーレスシステム, 混雑状況表示システム, Wi-Fi設備, UV殺菌機能付スリッパ棚, 除菌清掃ロボット, 換気設備(エアコンを含む), サーキュレーター(風速5m³/min以上), 空気清浄機(フィルター性能が0.3 μmの粒子を99.97%以上捕集可能), 抗菌製品(棚, 机・椅子等)

○消耗品の購入
消毒液(ディスペンサー含む), マスク, ハンドソープ, 使い捨て食器類, 使い捨て手袋, ペーパータオル, 抗原検査キット, 除菌剤

【問合せ先】
宮城県経済商工観光部観光政策課
(022-211-2755)

客室数区分	補助率	補助対象経費上限額	補助金上限額	補助金下限額
～9室	<u>1/2</u>	1,000千円	<u>500千円</u>	なし (千円未満切捨)
～29室		2,000千円	<u>1,000千円</u>	
～49室		6,000千円	<u>3,000千円</u>	
50室～		10,000千円	<u>5,000千円</u>	